Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-05-11

20世紀後半の米国におけるセグメント会計基準の展開過程

田村，真由美

(Degree)
博士（経営学）
(Date of Degree)
2012-03-25
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
甲5523
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1005523

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

学位論文審査要旨

氏名　　田村　真由美

論題　　20世紀後半の米国における
セグメント会計基準の展開過程

審査　平成24年3月

神戸大学

論文内容の要旨

本論文は，セグメント会計基準を通して米国の会計情報公開制度の考察を行ったものである。会計情報公開制度は，会計情報公開に関する会計基準を設定する連邦政府，連邦政府が設定する公的会計基準に則って会計情報公開を行う巨大企業，公開された会計情報を受け取る一般大衆の三者により構成される。従来，連邦政府は，企業が会計責任を果たすのに役立つような，あるいは投資家が証券投資意思決定を支援するのに役立つような，会計基準を設定してきたと考えられてきた。これらは通説では，会計責任機能及び証券投資意思決定支援機能として認識されてきた。本論文は，上記の二つとは異なる別の機能を指摘している。その機能とは，会計情報公開の抑止力機能である。会計情報公開の抑止力機能とは，会計情報を公開させるという行為を通して，情報公開を行う主体（企業）の道徳心（モラル）に働きかけ，企業自体が，一般大衆（投資大衆）の反応を考慮して公開する会計情報に関連する経済行為を抑制するという機能である。

会計情報公開制度の意義として会計情報公開の抑止力機能という新たな意義を提唱する主たる根拠は，ニューディール政策の一環として連邦証券法の制定にあたったフランクリン・ルーズベルト大統領が，会計基準設定権限を有する証券取引委員会（SECの）使命として「証券市場に参加する企業の違法な活動や問題活動を防止すること」を考えていた点あるいは「民衆の弁護士」と評されていたルイス・ブランダイスの「情報公開は産業上の疾病の治療方法として推奨される。日光は最善の消毒薬である」という発想の中にある。

そうした仮説の下でアメリカの現代会計史の分析を行った結果，先行研究では看過されてきたセグメント会計基準の米国における設定過程について一定の新たな説明を行うことができていると思われる。以下では，その内容を，セグメント会計基準が設定された1960年代（第２章），セグメント会計基準が改訂された1970年代（第３章），再度セグメント会計基準が改訂された1990年代（第４章）に分けて要約しておく。

まず第１章の先行研究のレビューで，セグメント会計基準の研究は，主に事業ラインに関する情報に特化されていたことを指摘している。その理由は，セグメント情報公開が提言された契機が上院反トラスト独占分科委員会の中での異業種間のM&Aを積極的に行うコングロマリット企業の情報公開によるところが大きいためであるとする。しかし，第２章で具体的に観察すると，SECが公表したセグメント会計基準の文言には事業ラインに関する情報だけでなく，主要な顧客に関する情報をも公開することが定められていたのである。そして主要な顧客に関する情報の文言を精査した結果，「政府の軍需調達活動」という文言が公開草案の当初には盛り込まれていたことが判明した。つまり，企業の主要な顧客とは連邦政府，特に連邦政府機関の中でも軍需調達活動を担当する国防総省のことを指していたのである。国防総省と取引を行う，すなわち軍需契約を締結する企業のことを軍需企業というが，これら軍需企業は異業種間M&Aだけでなく，同業種間M&Aを精力的に行っていたと当時の連邦通商委員会報告書で報告されている。軍需企業が独占を行おうとしていたその背景には1960年代の米国に特有の事象であるベトナム戦争がある。米国はソ連との冷戦が始まって以降，国防のために巨額の軍事支出を予算に計上する傾向があったが，ベトナム戦争によりさらに巨額の軍事支出を予算に計上するようになったのである。また，軍

事支出が巨額に上れば上るほど軍需契約も巨額になっていったのである。つまり巨額の軍需契約を獲得するために，軍需企業は独占を行おうとしていたのである。独占を行う手段としてM&Aだけでなく，国防総省からの天下りも大量に受け入れていた。加えて軍需契約における契約形態も競争の少ない相対契約が大部分であった。しかしながら，米国に顕在的にも潜在的にもビルト・インされている「軍産複合体」の一部である軍需企業に直接的に規制を課すことは容易ではなく，また米国の経済の根幹を揺るがす恐れもあった。米国の経済力を損ねることなく，軍需企業の浪費及び非能率を抑制するために，連邦政府は会計情報公開という方策を採用したと思われる。これは上述したように，連邦政府機関であるSECが軍需企業に対し国防総省と締結している軍需契約の売上高あるいは純利益を情報公開するよう要求していることから裏付けられる。したがって，1960年代のセグメント会計基準には，軍需企業に対して国防総省との軍需契約に関する会計情報を公開させることで，軍需企業の道徳心（モラル）に働きかけ，コストの大幅な水増しといった軍需企業の問題活動を抑制しようという狙いがあったと結論付けている。(第２章)

続いて，第３章では，SECがセグメント会計基準を公表して10年も経ていないにも関わらず，セグメント会計基準の改訂が行われていた1970年代の分析がなされる。セグメント会計基準の改訂に携わったのは財務会計基準審議会（以下FASB）であるが，FASBは設立当初よりSECにより会計基準設定権限が与えられていた。しかし実態は，FASBは会計基準設定の初期段階においてSECの勧告を受け，その後もSECの委員達と密にコンタクトを取って基準設定に携わっていた。これらの事実から，FASBは会計基準設定に関してSECの使命を代わりに果たす機関と考えられる。SECに代わり，FASB が新たに公表したセグメント会計基準の文言には主要な顧客に関する情報だけでなく，輸出売上に関する情報をも公開することが定められていた。さらに主要な顧客に関する情報の文言にも，一部改訂が行われている。その改訂とは，主要な顧客として連邦政府機関のみならず，外国政府機関をも取り上げている点である。そして連邦政府機関や外国政府機関と締結した契約から生じる収益を情報公開することを要求しているのである。輸出売上に関する情報に関しても，主要な顧客に関する情報と同様に，外国の顧客への輸出売上から生じる収益を情報公開することを要求している。1960年代のセグメント会計基準の公開草案には「政府の軍需調達活動」という文言が明示されていた。しかしながら，1970年代のセグメント会計基準の公開草案には具体的な明示がされていなかったため，公開草案に対するコメントレターを精査することにした。コメントレターを精査した結果，1つは，国防長官次官補が輸出売上に関する情報を公開することに肯定的であり，さらに，国家の重要機密であると思われる海外への軍需製品売上をも公開するよう要求していることが判明した。もう1つは，ある上院議員が軍需企業が外国へ贈賄を行っていることを指摘し，上述のセグメント会計基準に対して肯定的な意見を表明したことも判明した。このことからも，米国の軍需企業の輸出売上及び軍需企業の外国への贈賄が問題となっていることが判明した。そしてこの問題に関連して議会では上院多国籍企業分科委員会が開催されていたのである。上院多国籍企業分科委員会の公聴会の中では軍需企業が軍需製品輸出にあたって外国政府高官に贈賄を行っていたことが糾弾されている。軍需企業が軍需製品輸出にあたって外国政府高官に贈賄を行うようになったその背景にベトナム戦争の収束がある。ベトナム戦争が収束するにつれて連邦政府との軍需契約も減少し，軍需製品の売上が減少したのである。そこで軍需企業は，軍需製品

の新たな販売先として外国政府を選択したのである。そうしたアメリカ軍需企業の違法な販売行為に対して国連は厳しい措置を採るよう勧告していたのである。国連では勧告を受けていたが，米国に顕在的にも潜在的にもビルト・インされている「軍産複合体」の一部である軍需企業に直接的に規制を課すことは容易ではなく，また米国の経済の根幹を揺るがす恐れもあった。そこで米国の経済力を損ねることなく，軍需企業の贈賄行為を抑制するために，連邦政府は会計情報公開という方策を再度採用したと思われる。これは上述したように，SECの代行者であるFASBが軍需企業に対し外国政府と締結している契約から生じる収益及び輸出売上から生じる収益を情報公開するよう要求していることから裏付けられている。(第３章)

第４章では，SECの代わりにFASBがセグメント会計基準を改訂して約20年が経過し，FASBが再度セグメント会計基準の改訂を行った1990年代をを分析している。FASBが新たに公表したセグメント会計基準の文言には，輸出売上に関する情報を公開することが削除され，主要な顧客に関する情報の文言に一部改訂が行われている。その改訂とは，主要な顧客と締結した契約から生じる収益を情報公開する必要はないと述べている点である。これらの文言は1970年代のセグメント会計基準の文言とは全く逆のものである。これまでの規定が削除されたことを鑑みると，規制緩和政策が行われていると捉えることができる。事業ラインに関する情報においては，事業ごとの売上高や収益だけでなく，新たに事業ごとの受取利息や支払利息，減価償却費を情報公開することを要求している。事業ごとの受取利息や支払利息，減価償却費といった項目を売上高や収益から加減算することにより，事業ごとのキャッシュフローを算出することができる。事業ごとのキャッシュフローはM&Aの際の事業価値の算定に用いられることで知られている。米国においてはこれまで独占や独占の手段であるM&Aに対して否定的な見解が多く見られた。しかしながら1990年代のセグメント会計基準においては，一方で顧客情報を非公開にしつつ，他方で景気回復策のためにM&Aを奨励するかのように，事業ごとのキャッシュフローを情報公開するよう要求しているのである。このように，1990年代のセグメント会計基準は，1960年代及び1970年代のセグメント会計基準と大きく変貌している。経済活性化策を第一義とするセグメント会計基準へと変貌したのである。（第４章）

以上，1990年代のセグメント会計基準の変容分析で本論文は締めくくられているが，本論文が先行研究と大きく異なる点は，セグメント会計基準の考察を通して会計情報公開制度の新たな意義として会計情報公開の抑止力機能を提唱した点であり，またその意義は変容しうるとした点である。

論文審査の結果の要旨

会計学の通説では，会計制度が公開する会計情報を受け取る側の動機及びそれを用いた個人典型的には投資家の経済的帰結の評価に目を向け，さらにその評価結果から当該会計制度及びその制度が担保する会計情報を評価してきた。しかし他方で，当然のことながら，現代国家では，政府が会計情報を作成する権限を持ち，その権限を行使して作成した会計原則に基づく会計情報を公開するのが常である以上，作成主体の動機から会計情報公開制度及びそこで作成される会計基準を評価する必要がある。しかしそうした視角からの研究は，非常に少ないといっても過言ではない。本論文はあえてそうした少数派に属する分析視角から果敢に，アメリカの会計情報公開問題に迫ろうとしたことは何よりも評価に値する。

具体的に，本論文の第一の特徴として，セグメント会計基準という極めて具体的な一会計基準の米国における変遷過程を1960年代から90年まで議会資料から雑誌・新聞資料までの各種資料を駆使しながら跡付けるという愚直とも思われる作業を試みている点である。勿論こうした跡付け作業には終わりが無いが，読者を説得するには十分な迫力がある。

これまで会計情報公開制度を取り上げるときは，ややもすると，証券市場との関係を第一に想定してきた。それは上で述べたように，会計情報を受け取る投資家の意思決定の経済的帰結でもって会計情報を評価するという方法によって大きく影響を受けたためであるが，本論文は，より広い視角から会計情報公開制度を意義づけようとした点に第二の特徴がある。アメリカが直面する1960年代からの大きな政治経済的課題である「軍需企業」あるいは「軍産複合体」に対するアメリカ政府の政策の一つの発露として，会計基準作成課題が捉えられているということである。軍産複合体を単純に抑圧したら経済への影響が懸念され，他方，軍需産業の行動を自由にしておくことは政治的に許されるものではないというジレンマの中で，間接規制としてセグメント会計基準を設定し，軍需産業の自己抑制を促すという政策を1960年代以降の米国の各政権が採用してきた過程が描き出されている。

1960年代から70年代まで，アメリカがその経済力に十分な余裕があるときには，セグメント会計基準等を駆使して，どちらかといえば，軍需産業を抑制する政策に重きを置いていたのに対して，各種戦争を経てきた90年代の米国には，もはやその経済的余裕はなくなり，むしろセグメント会計基準を軍需産業をはじめとする米国の各種産業の活性化のために用いようとの政策に重きが置かれるようになる。この点をとらえて，本論文は「セグメント会計基準を用いた規制緩和」と捉える点は，これまで指摘されなかった会計基準の意義づけであり，第三の特徴として，傾聴に値する。

勿論，本論文にも不十分な側面が散見される。例えば，上では，各種資料を駆使してと評価したが，軍産複合体の分析となると会計学の範囲をややもすると逸脱するので，会計情報の分析のみに敢えて分析を限定してきた努力は評価するが，軍需産業の行動分析としては不十分のそしりは免れないであろう。また会計情報を用いた間接規制による巨大企業の行動規制という発想は「制度派経済学」の問題意識にも通づるものであり，制度派経済学の分析ツールをもう少し用いることができたならば，より説得的な分析ができた可能性があるが，いずれも望蜀の感を否めない。

もっとも，こうした課題は，著者自身の今後の現代会計史とでも呼ぶべき研究の深化・拡大によって克服されるべきものであり，本論文が学界に寄与した貢献と比べれば，その学術的価値を損なうものでないと考えられる。

以上の理由から，審査委員は，本論文の著者が，博士（経営学）の学位を授与されるに十分な資質を持つものと判断する。

平成24年　3月　6日

審査委員　主査　教　授　山地秀俊

教　授　中野常男

教　授　後藤雅敏